

令和6年4月1日

令和6年度 社会福祉法人善隣福祉会
障害福祉サービス等

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
令和6年度 介護職員処遇改善計画 計画について

社会福祉法人善隣福祉会
理事長 我如古正昭
(公印省略)

令和6年度における法人の計画について、下記の内容を報告する。

記

令和6年度計画内容

【臨時特例交付金】

【処遇改善】

(新)

- ・給与規程の給与表を改正 (1,000円～1,500円増 改正)
- ・正規職員1号級定期昇給
- ・契約職員基本給増 (介護福祉士：1,000円／介護士 1,000円)
- ・介護支援専門員、係長、課長 1～2号級昇給
- ・キャリアアップによる人事異動で、異動先事業所にて業務に従事し3年経過し、キャリアアップされた者 (1回の異動につき2号級昇給)

【昇給について】

○愛誠園の昇給、賞与率の制度について、以前は全職員一律に昇給等を行っていたが、今後、キャリアアップ要件 (給与規程第16条) や事業所の予算状況に応じて、昇給や賞与率を精査していく事を職員の皆様にお知らせいたします。

(給与規程等をご参照ください)

過去の改善内容（※令和6年度も継続）

【処遇改善】

- ・本俸にて昇給済（平成23年度から令和3年度まで実施済）
- ・改善手当の支給（・介護福祉士 9,000円 ・介護士 7,500円）
- ・夜勤手当増（平成31年度実施済）
- ・臨時通勤手当（令和3年度実施済）

【特定処遇改善】

特定処遇改善手当の支給

- ・経験・技能のある介護職員 月 18,000円 / 他の介護職員 月 9,000円 /
その他の職種 月 4,500円

※介護職員等特定処遇改善見込額の増額分については、特定処遇調整金を支給

【ベースアップ支援】

給与規程の給与表を改定、及び昇給済（令和4年度実施）

<給与表改定>

- ・正規職員：基本給 1,300～2,800円増
- ・契約職員：基本給 3,000円増

<定期昇給>

- ・0～2号級 +ベースアップ手当 1,000～4,000円
（令和5年度1人 / 1500円で計画、実績は1500～2000円支給）
その他調整金 上限 18,000円

令和6年度は、3,000円で計画（1,000円増）

【職場環境等要件について】

社会福祉法人善隣福社会 ソレイユ・ヒル愛誠園での取り組み		
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 	左 同
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、専門性の高い技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 上位者、担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保 	左 同
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子育てや家族などの介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実 有給休暇が取得しやすい環境の整備 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮 	左 同
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 福祉介護職員の身体の負担軽減のための介護技術リフト等の介護機器の導入 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェック 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 	左 同
生産性向上のための業務改善の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などの介護業務以外の業務の提供）等による役割分割の明確化 業務手順の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 	左 同
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 	左 同

【資格取得のための支援】

- ① 相談支援従事者初任者研修の受講
- ② サービス管理責任者基礎研修の受講

【見える化要件について】

- ① 善隣福祉会ホームページへの掲載
- ② 事務所前掲示板へ掲示